北九州市公告第７２８号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第４条第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１０月７日

北九州市長　武　内　和　久

１　工事概要	工事名	太刀浦第２ＣＴチェッキングブリッジ建替電気工事（第２期）
	工事場所	北九州市門司区太刀浦海岸
	工事内容	太刀浦第２ＣＴチェッキングブリッジの建替電気工事（第２期）
	工期	請負契約締結の日から令和９年７月３０日まで
	予定価格	１，５０７万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
２　競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注１）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第１順位であること。）
	等級（注２）	Ａ又はＢ
	許可	電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	令和３年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格２５０万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（軽微な工事（注３）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（１）　競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Ａランク業者については予定価格１，４００万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Ｂランク業者については予定価格４００万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア　北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ　工事の施工の一時中止（注４）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ　当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注５）を協議（注６）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （２）　Ａランク業者については予定価格１，４００万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Ｂランク業者については予定価格４００万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で令和８年１０月５日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
３　契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内１番１号　北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注７）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで
４　競争参加資格確認申請書の提出期間	（１）　この公告の日から令和８年１０月９日まで（注７）の毎日午前９時から午後４時３０分まで （２）　令和８年１０月１３日　午前９時から正午まで	
５　入札書の受付期間	（１）　令和８年１０月２２日及び同月２３日　午前９時から午後７時まで （２）　令和８年１０月２６日　午前９時から午後４時３０分まで	
６　開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内１番１号　北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和８年１０月２７日　午前９時２０分
７　入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の１００分の１０以上の額。ただし、契約規則第２５条第７項第１号又は第２号のいずれかに該当する場合は、免除する。
８　入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （１）　この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （２）　競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （３）　契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札 （４）　北九州市電子入札実施要領第１０条各号のいずれかに該当する入札	
９　その他	（１）　この工事に係る技術者については、建設業法（昭和２４年法律第１００号）等関係法令を遵守し、請負代金額及び下請代金総額に応じて、適切に配置すること。なお、当該技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日において雇用関係が３箇月以上経過していることをいう。）にある者を配置すること。 （２）　この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載	

	した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。 （３）　この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （４）　入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （５）　この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話　０９３－５８２－２２５６）とする。

注１　北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成６年北九州市規則第５９号）第７条第１項に規定する有資格業者名簿をいう。
注２　建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
注３　北九州市工事執行規則（昭和４９年北九州市規則第７７号）第１８条の規定による軽微な工事をいう。
注４　北九州市工事請負契約約款第２０条（上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第２０条、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第２０条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
注５　北九州市工事請負契約約款第２６条第５項及び第６項（上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第２６条第５項及び第６項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第２６条第５項及び第６項）に規定する契約金額の変更をいう。
注６　北九州市工事請負契約約款第２６条第７項（上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第２６条第７項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第２６条第７項）に規定する協議をいう。
注７　この公告第３項及び第４項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。